

建築主等の方へ

当条例で定めている手続の具体的な扱い等について、次のとおりまとめました。ここに例示されていない取り扱い等については、市役所担当までお問合せください。無用なトラブルを避けるためにも、近隣関係住民の方への説明は、丁寧な対応をお願いします。建築の専門知識を持たない一般市民の方にも、解りやすい説明を心がけるようお願いします。

1. 標識設置の届出に必要な図書

- (1) 標識設置届（第2号様式）
- (2) 標識の設置状況と記載内容がわかる写真
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 2面以上の立面図
- (7) 近隣関係住民図（中高層建築物、その敷地、近隣関係住民のそれぞれが所有する土地、近隣関係住民のそれぞれが所有又は占有する建物及び隣接住民及び周辺住民のそれぞれの範囲を明示したもの。以下同じ。）
- (8) その他市長が必要と認める図書（建築基準法第56条の2が適用される場合は日影図を添付してください。）

注1) 標識設置の届出の前に「住民等への説明の報告」を提出している場合は、上記(3)～(8)の図面は添付する必要はありません。

注2) 標識設置の届出と同時に「住民等への説明の報告」を提出する場合は、「2. 隣接住民への計画の説明の報告に必要な図書」注2)を参照してください。

2. 隣接住民への計画の説明の報告に必要な図書

- (1) 隣接住民への計画の説明実施報告書（第3号様式）
- (2) 隣接住民への説明状況一覧表（第4号様式）
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 2面以上の立面図
- (7) 近隣関係住民図
- (8) その他市長が必要と認める図書（建築基準法第56条の2が適用される場合は日影図を添付してください）

注1) 隣接住民への計画の説明の報告より前に「標識設置届」を提出している場合は、上記(3)～(8)の図面は添付する必要はありませんが、隣接住民への説明に使用した図書が「標識設置の届出」に添付した図書と違うものである場合は、隣接住民への説明に使用した図書を添付してください。

- 注 2) 隣接住民への計画の説明の報告と同時に「標識設置届」を提出する場合は、重複する図面（上記(3)～(8)）については1部ずつのみの提出で結構です。
ただしこの場合、これらの図書については隣接住民への説明に使用した図書を添付してください。
- 注 3) 説明会等により「隣接住民」と「周辺住民」へ同時に説明を行った場合の報告は、上記による報告により兼ねることが出来ます（同じ説明会等の内容を、重複して報告する必要はありません）。
- 注 4) 列記以外の図書についても、状況により「その他市長が必要と認める図書」として、関係図書の提出を求めることがあります。

3. 建築計画の説明について

建築計画の説明は、説明会を開催するか、個別訪問を行うなどして、全隣接住民に対して説明してください。説明対象が公的施設又は法人組織等が所有する施設の場合は、承諾が得られれば、その施設の管理者や責任者への説明でも可とします。

また下記の場合は条例第 10 条第 1 項ただし書きにより、計画の説明を行うことが困難な事由のあるものとして認めます。

個別訪問する場合

- (1) 建築に反対がなく、説明がいらぬ旨を明言された
- (2) 建築反対等の理由から、3 回以上訪問しても説明を聞いてもらえない
- (3) 昼夜時間帯を変えて 3 回以上訪問しても不在のため連絡が取れず、通知文等により連絡を求めても、なお連絡がとれない（この場合、これまでに訪問した者の氏名及び連絡先を記載した書類、説明にあたって提示しなければならない資料を郵便受け等に投函してください）
- (4) 電話番号、住所が不明である等の理由から、どうしても所在がつかめず、連絡がとれない（この場合、連絡を取るために調査をした経緯を隣接住民への説明状況一覧表に記載してください）
- (5) 説明のため訪問した際に、身の危険の恐れがある など

なお、これらの場合、後日説明を求められたときは、速やかに説明をしてください。

説明対象者が遠隔地に居住する場合は、電話連絡等により了承が得られれば「資料の送付」等による対応も可とします。なお、この場合にはあらかじめ資料を送付し、後に電話等で資料を参照しながら説明してください、

建築主等は、説明にあたって近隣関係住民から寄せられた疑問や要望に対し、誠意をもって回答してください。

4. 近隣関係住民への計画の説明の報告について

「周辺住民」に対して行う説明についても、原則として市は報告を求めるため、説明を行った場合は、速やかに市へ報告するようご協力をお願いします。

なお、「隣接住民」に対して隣接住民への計画の説明の報告後に説明を行った場合や、「計画の変更」に関する説明を行った場合もこれと同様に扱うようお願いします。

周辺住民等への計画の説明の報告に必要な図書

(1)近隣関係住民への計画の説明（計画変更の説明）実施報告書（第6号様式）

(2)計画の説明を行った近隣関係住民がわかる書類

注）列記以外の図書についても、状況により「その他市長が必要と認める図書」

として、関係図書の提出を求めることがあります。